

協議が調っていることによって受けられる特例（路線定期運行）

特例	概要
事業用自動車（乗車定員）	乗車定員 11 人未満の車両の使用
事業用自動車（車両数）	1 営業所ごとの最低車両数（常用 5 両、予備 1 両）を配置しない場合 ※予備車が不要となるものではありません。
事業用自動車 （移動円滑化基準適用除外）	車両総重量 5 トン以下かつ乗車定員 23 人以下の自動車の移動円滑化基準適用除外認定を受ける場合
自動車車庫（位置）	営業所との距離が 2km を超えて設置する場合は、必要性について合意が必要（協議の他、運行管理等が確実に実施できる等の認可基準も満たす必要あり）
路線の交通保安上の意見照会	公安委員会への交通保安上の意見照会の省略が可能。 ただし、路線を管轄する公安委員会が地域公共交通会議の構成員である場合に限る等の要件を満たしている必要あり。
路線の廃止	廃止日 30 日前の届出が可能。 ただし、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る等の要件を満たしている必要あり。
運行計画	クリームスキミング的運行の要件に該当する場合であっても弾力的に取扱う （競合する路線がない場合は不要）
法令遵守	事業規模拡大の場合、法令遵守の基準に抵触していても、合意されれば申請が可能。 ※許可申請の場合は不可。
標準処理期間	（事業許可）3 ヶ月から 2 ヶ月に短縮 （規模拡大）3 ヶ月から 1 ヶ月に短縮
法令試験（事前試験）	（事業許可）地方公共団体から運行を受託して経営許可申請をしようとする者（受託する予定又は可能性がある者を含む）の事前試験が可能。
申請書の添付資料（路線図）省略	路線図の添付省略が可能。 ただし、必要事項（路線種別、起終点、キロ程等）を全て記載した路線図を用いて協議する必要あり。

※注意点

- ・道路管理者、公安委員会との調整はできていますか。
- ・路線・停留所の位置は市町村の境を越えていませんか。隣の市町に路線、停留所がある場合、そちらでも協議等が必要であることに加え、道路管理者、公安委員会との調整も網羅している必要があります。

【参考】

協議が調っていることによって受けられる特例（路線不定期運行）

特例	概要
事業の適切性	新たに実施する場合、路線延長・廃止・休止する場合、交通会議での合意が必要
事業用自動車（乗車定員）	乗車定員 11 人未満の車両の使用
事業用自動車（車両数）	1 営業所ごとの最低車両数（3 両）を配置しない場合
自動車車庫（位置）	営業所との距離が 2km を超えて設置する場合は、必要性について合意が必要（協議の他、運行管理等が確実に実施できる等の認可基準も満たす必要あり）
路線の交通保安上の意見照会	公安委員会への交通保安上の意見照会の省略が可能。 ただし、路線を管轄する公安委員会が地域公共交通会議の構成員である場合に限る等の要件を満たしている必要あり。
法令遵守	事業規模拡大の場合、法令遵守の基準に抵触していても、合意されれば申請が可能。 ※許可申請の場合は不可。
標準処理期間	（事業許可）3 ヶ月から 2 ヶ月に短縮 （規模拡大）2 ヶ月から 1 ヶ月に短縮
法令試験（事前試験）	（事業許可）地方公共団体から運行を受託して経営許可申請をしようとする者（受託する予定又は可能性がある者を含む）の事前試験が可能。

※注意点

- ・道路管理者、公安委員会との調整はできていますか。
- ・路線・停留所の位置は市町村の境を越えていませんか。隣の市町に路線、停留所がある場合、そちらでも協議等が必要であることに加え、道路管理者、公安委員会との調整も網羅している必要があります。

【参考】

協議が調っていることによって受けられる特例（区域運行）

特例	概要
事業の適切性	新たに実施する場合、区域を拡大・変更・縮小する場合、交通会議での合意が必要
事業用自動車（乗車定員）	乗車定員 11 人未満の車両の使用（路線定期運行との整合性をとる必要がない運行は協議不要）
事業用自動車（車両数）	1 営業所ごとの最低車両数（3 両）を配置しない場合
営業所（位置）	営業区域外に設置する場合は、地域の実情により適切な運行管理が図られる地理的範囲内であること
自動車車庫（位置）	営業所との距離が 2km を超えて設置する場合は、必要性について合意が必要（協議の他、運行管理等が確実に実施できる等の認可基準も満たす必要あり）
法令遵守	事業規模拡大の場合、法令遵守の基準に抵触していても、合意されれば申請が可能。 ※許可申請の場合は不可。
標準処理期間	（事業許可）3 ヶ月から 2 ヶ月に短縮 （規模拡大）2 ヶ月から 1 ヶ月に短縮
法令試験（事前試験）	（事業許可）地方公共団体から運行を受託して経営許可申請をしようとする者（受託する予定又は可能性がある者を含む）の事前試験が可能。

※注意点

- ・区域・乗降地点の位置は市町村の境を越えていませんか。隣の市町に区域・乗降地点がある場合、そちらでも協議等が必要になります。